

報告第 13 号

専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）  
丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 7 年 4 月 25 日提出

丸亀市教育委員会  
教育長 末澤 康彦

## 専 決 処 分 書

丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

丸亀市教育委員会  
教育長 末澤 康彦

### 1 被解嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城乾コミュニティ	藏崎 景三	城乾コミュニティセンター所長
城坤コミュニティ	佐々木 茂樹	城坤コミュニティセンター所長
広島コミュニティ	山田 健司	広島コミュニティセンター所長
富熊コミュニティ	丸尾 良一	富熊コミュニティセンター所長

### 2 解嘱年月日

令和7年3月31日

### 3 解嘱理由

コミュニティにおいて、推進員に対する推薦者の変更があったため

### 4 被委嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城乾コミュニティ	佐藤 常光	城乾コミュニティセンター所長
城坤コミュニティ	遠山 光信	城坤コミュニティセンター所長
広島コミュニティ	高木 和弘	広島コミュニティセンター所長
富熊コミュニティ	内海 貴支	富熊コミュニティセンター所長

### 5 委嘱期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで（残任期間）

## 生涯学習推進員名簿

コミュニティ名	氏名	
城 北	片山 和雄	※
城 西	武田 尚	※
城 乾	佐藤 常光	※
城 坤	遠山 光信	※
城 南	山地 淳之	※
土 器	矢野 利枝	※
飯 野	横田 秀樹	※
川 西	横田 昌憲	
郡 家	山本 兼司	※
垂 水	行成 聰	※
本 島	十河 久美子	※
広 島	高木 和弘	※
栗 熊	喜多 壽子	
岡 田	引田 真人	※
富 熊	内海 貴支	※
飯山南	進 和彦	
飯山北	原田 伸二	

※…各コミュニティセンター所長

※\_\_…被委嘱者

委嘱期間

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで